

就学援助費提出書類一覧（「年度」と「年」にご注意ください。また、この表でいう「令和5年」は2023.1.1～12.31のことを示します。）

全員

問合せ先 学校教育課 TEL (0568) 76-1165

区分	提出書類	注 意 事 項
全員 ※申請書とあわせて添付書類のご提出がない場合は、受付することができません。 ※18歳以上の方全員の所得のわかる書類が必要となります。 (学生は除く)	申請書 ※就学援助費受給申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒1世帯につき1枚必要です。 ・住宅形態及び家賃が記入してあるか確認してください。 ※間借りであっても、同居者の持ち家の場合は0円と記入してください。 ※ローンは家賃となりませんのでご注意ください。 ・必ず申請理由をご記入ください。 ※「苦しいため」や「生活が厳しい」の理由では、受付できません。「なぜ苦しいのか?」「なぜ生活が厳しいのか?」等をご記入ください。 ・口座の確認（記入間違いがありますと、振り込みできない可能性があります。）
就 労 者	所得課税証明書 ※令和6年度(令和5年分)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年1月1日現在小牧市に住民登録がある方は、提出不要です。 令和6年1月1日以降に小牧市に転入された方は、令和6年1月1日に住民登録していたところで所得課税証明書を手入してください。 ・令和5年中の所得状況と現状を比べて、給与額が大幅に変わるような場合は、源泉徴収票（令和6年中）または給料明細（直近3か月分）を添付してください。
	年金受給者 年金支払通知書の写し ※令和5年中の振込額が分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金または障害年金のいずれかを受給している方が対象となります。 ・左記の書類がない場合は、年金の振り込みが確認できる預金通帳の写しでも結構です。 (老齢年金は、課税データで確認しますので添付不要です。 ただし、令和6年1月1日以降に、小牧市に転入された方は添付が必要になります。) 必要書類については、「就労者」または「無職」の欄をご覧ください。
無 職	長期間 非課税証明書 ※令和6年度(令和5年分)	<ul style="list-style-type: none"> ●所得等が一定以下等により住民税が非課税の方で、令和6年1月1日現在小牧市に住民登録がある方は提出不要です。 令和6年1月1日以降に小牧市に転入された方は、令和6年1月1日に住民登録していたところで所得課税証明書（・非課税証明書）を手入してください。 *確定申告等手続きがお済みでない場合は、1月1日現在住民登録していたところで申告してください。 *病気、高齢などの理由により無職で所得が無い方も、1月1日現在住民登録していたところの市民税担当部署で「所得がないことの申告」をお願いします。 (申告が無い場合は判定ができません。) 未申告のままの場合、所得判定処理ができませんのでご注意ください。
	最近離職 離職証明書の写し 雇用保険受給証明書の写し <u>のいずれか1つ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記書類のどちらもない場合は、職業安定所の「雇用保険受給資格者証」の写しでも結構です。 ・離職証明書を紛失した場合は、再度、前職場で入手してください。 ・最近離職した方については、前職の所得を証明する書類が必要となります。 ※源泉徴収票の写し、確定申告の控えの写しのいずれか1つ

以下の内容で該当するものがあれば、必ず添付してください。

区分	提出書類	注 意 事 項
父子・母子家庭	児童扶養手当の認定通知書又は証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている場合は、必ず添付してください。 ※添付がない場合は、「遺族年金受給者」又は「所得オーバー」等とみなし、書類不備として認定できない場合があります。申請中の場合は、申請理由欄にその旨ご記入ください。
市民税の減免	市・県民税納税通知書に添付されている課税明細書の写し	
国民年金の減免	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し 国民健康保険料決定（変更）通知書の写し	
家族内に障がい者がいる	障害者手帳・療育手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳→3級以上 療育手帳→B判定以上 精神障害者保健福祉手帳→2級以上 ※障害者手帳等とあわせて、障害者年金の金額のわかるものをご提出ください。
離婚予定の場合	家庭裁判所が発行する離婚調停を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の書類をご提出いただければ、配偶者の所得を加味せず判定を行います。 ※別居中であっても、左記の書類がない場合は、2人の所得の合計で判定します。
借金がある場合	金額、内容を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> ・贅沢品（家・自動車・家電等）の購入のための借金は対象外です。